

鳥取市公設地方卸売市場条例（昭和57年条例第7号）新旧対照表 第12条関係

改正後	改正前																				
○鳥取市公設地方卸売市場条例	○鳥取市公設地方卸売市場条例																				
昭和57年4月1日 鳥取市条例第7号	昭和57年4月1日 鳥取市条例第7号																				
第1条 ～ 第41条（略） （買受代金の支払義務）	第1条 ～ 第41条（略） （買受代金の支払義務）																				
第42条 買受人は、卸売業者から物品を買い受けたときは、速やかにその代金（せり売り又は入札によって買い受けた場合にあつては <u>買い受けた額に100分の110（所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号に規定する飲食料品にあつては、100分の108）</u> を乗じて得た額、 <u>その他の場合にあつては消費税額及び地方消費税額を含む額とする。</u> ）を卸売業者に支払わなければならない。	第42条 買受人は、卸売業者から物品を買い受けたときは、速やかにその代金（せり売り又は入札によって買い受けた場合にあつては、 <u>買い受けた額に100分の108</u> を乗じて得た額 <u>その他の場合にあつては、消費税額及び地方消費税額を含む額とする。</u> ）を卸売業者に支払わなければならない。																				
第43条 ～第62条（略）	第43条 ～第62条（略）																				
別表（第50条関係）	別表（第50条関係）																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売市場使用料</td> <td>卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1m<sup>2</sup>当たり月額 <u>660円</u></td> </tr> <tr> <td>業者事務室使用料</td> <td>〃 <u>330円</u></td> </tr> <tr> <td>荷さばき場使用料</td> <td>〃 <u>44円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用料の額	卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額	卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 当たり月額 <u>660円</u>	業者事務室使用料	〃 <u>330円</u>	荷さばき場使用料	〃 <u>44円</u>	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">使用料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸売市場使用料</td> <td>卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額</td> </tr> <tr> <td>卸売業者売場使用料</td> <td>1m<sup>2</sup>当たり月額 <u>648円</u></td> </tr> <tr> <td>業者事務室使用料</td> <td>〃 <u>324円</u></td> </tr> <tr> <td>荷さばき場使用料</td> <td>〃 <u>43円</u></td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用料の額	卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額	卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 当たり月額 <u>648円</u>	業者事務室使用料	〃 <u>324円</u>	荷さばき場使用料	〃 <u>43円</u>
種別	使用料の額																				
卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額																				
卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 当たり月額 <u>660円</u>																				
業者事務室使用料	〃 <u>330円</u>																				
荷さばき場使用料	〃 <u>44円</u>																				
種別	使用料の額																				
卸売市場使用料	卸売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の1,000分の2に相当する額																				
卸売業者売場使用料	1m <sup>2</sup> 当たり月額 <u>648円</u>																				
業者事務室使用料	〃 <u>324円</u>																				
荷さばき場使用料	〃 <u>43円</u>																				

管理棟使用料	〃	<u>550円</u>	管理棟使用料	〃	<u>540円</u>
会議室使用料	1時間につき	<u>330円</u>	会議室使用料	1時間につき	<u>324円</u>